

補償の請求書等の様式に関する規程の一部を改正する規程（案）

（令和六年三月二十九日地基規程第二号）

補償の請求書等の様式に関する規程（平成六年地基規程第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十三号の二の「~~併録冊~~」の5の（1）中「省略することができるものであること」を「当該診断書は添付する必要はないこと」に、5の（2）及び（3）中「77,890円」を「81,290円」に、「38,900円」を「40,600円」に、「の添付を省略することができるものであること」を「は添付する必要はないこと」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。